

熊本県立天草拓心高等学校運動部活動に係る活動方針

令和8年4月1日

1 本校の運動部活動

合同部活：野球部、サッカー部、バドミントン部、ソフトテニス部

本渡校舎：陸上競技部、卓球部、ウェイトリフティング部、女子バスケットボール部
女子ハンドボール部、女子ソフトボール部、弓道部

マリン校舎：カッター部、マリン同好会

2 目標

- (1) 運動部活動の活動を通じ、精神的、身体的、技術的な向上を目指し、チームまたは個人の総合的な資質を高めること
- (2) 運動部活動の活動を通じ、部活動の活性化のみならず、その他の学校活動全体を活気あふれるものとする

3 練習日、練習時間

(1) 練習日

- ア 1週間の練習日は、5日以内とする。このうち、課業日（月曜～金曜）のうち1日は完全休養日とし、土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加、合同練習等で活動し休養日を設定できない場合は、あらかじめ該当週又は次週に振替休養日を設けることとする。
- イ 定期考査の1週間前からは、練習を中止とする。ただし、大会の1ヶ月前等で定期考査期間活動願を提出した部活動に限り、1時間程度の活動を認める。
- ウ 夏季及び冬季休業中の閉庁日は、練習しないこととする。

(2) 練習時間

- ア 平日は長くとも2時間程度（学期中の週末も含む）、休業日は3時間30分程度とする。
- イ 完全下校時間を厳守する。

(3) 完全下校時間

平日（3月～10月）	19：30
平日（11月～2月）	19：00
休業日及び長期休業期間	17：00

(4) 共通の休養日

- ア 課業日（月曜～金曜）のうち1日を設定する。（基本は水曜日）
- イ 定期試験前後の一定期間。（基本は考査1週間前から考査期間）
- ウ その他
夏季学校閉庁日
冬季学校閉庁日

(5) 上記（1）及び（2）の基準を超えた練習日・練習時間

大会スケジュール等により、練習時間の延長や朝練習の実施ができるものとするが、この場合、希望する運動部は、事前に校長の承認を得ることとする。

4 練習試合、合宿等

練習試合や合宿等の実施にあたっては、運動部顧問が練習試合は3日前、合宿等は1週間前までに、練習相手校、試合日、場所、時間、引率等について明記した練習試合・合宿届を校長に提出し、承認を得る。

5 運動競技会への参加

運動競技会への参加は、高体連主催大会を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、運動部顧問が1週間前までに起案し校長の許可を得ることとする。なお、いずれの場合もそれと同時に、大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した生徒引率計画書を校長に提出し、承認を得る。

6 校舎間移動バスについて

本渡ーマリン校舎間の部活動活性化を目的とし運行している。

【運行日時】 火曜日（マリン校舎発着）

金曜日（本渡校舎発着）

※学校行事等により、変更になる場合もあります。

【運行時間】 3月～10月 16：00～18：45

11月～ 2月 16：00～18：15

【運行台数】 4月～ 5月 2台

5月～ 3月 1台

7 その他

(1) 運動部活動顧問会議

ア 年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図る。

イ 代替わりの時期に部長会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部費の徴収について

ア 部費等、取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理する。

イ 決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。

(3) その他

ア 運動部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。